

○豊橋市民センター条例

平成4年3月31日

条例第7号

豊橋市民センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、豊橋市民センター（以下「市民センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市政に関する情報の提供、各種の相談、集会、交流及び市民活動の施設として市民の利用に供し、もって市民福祉の増進及び市民協働の推進を図るため、市民センターを次の場所に置く。

豊橋市松葉町二丁目63番地

(一部改正〔平成19年条例10号〕)

(入館の制限)

第3条 地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 入館者に迷惑をかけ、又は市民センターの施設、設備、行政資料等を損傷するおそれがあると認めたとき。

(2) 公益上又は管理上支障があると認めたとき。

(一部改正〔平成20年条例53号〕)

(利用の承認)

第4条 別表に掲げる市民センターの施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(一部改正〔平成18年条例14号・20年53号〕)

(利用料金)

第5条 前条の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、市民センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める日までに指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て

定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(全部改正〔平成20年条例53号〕)

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(追加〔平成20年条例53号〕)

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市民センターの施設の利用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) 公益上又は管理上支障があると認めたとき。

(一部改正〔平成18年条例14号・20年53号〕)

(権利譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(一部改正〔平成18年条例14号・20年53号〕)

(利用承認の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、市民センターの施設の利用の承認を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

(一部改正〔平成18年条例14号・20年53号〕)

(利用料金の還付)

第10条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 指定管理者が、前条第2号の規定により利用の承認を取り消し、又は利用の停止を命じたとき。

(2) 利用者の責に帰することができない事由により利用できなくなったとき。

(3) 利用者が、指定管理者が定める日までに利用の承認の取消しを申し出て、指定管理者が相当の事由があると認めたとき。

(一部改正〔平成18年条例14号・20年53号〕)

(特別の設備)

第11条 利用者は、市民センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。
ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成18年条例14号・20年53号〕)

(原状回復)

第12条 利用者は、市民センターの利用を終わったとき又は第9条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(一部改正〔平成18年条例14号・20年53号〕)

(損害賠償)

第13条 利用者は、市民センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(一部改正〔平成18年条例14号・20年53号〕)

(指定管理者による管理)

第14条 市民センターの管理は、指定管理者に行わせる。

(追加〔平成20年条例53号〕)

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民センターの事業として市長が定める事業の実施に関する業務
- (2) 市民センターの利用の承認に関する業務
- (3) 市民センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(追加〔平成20年条例53号〕)

(管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及び関係規則並びに個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めるところに従い、適正に市民センターの管理を行わなければならない。

(追加〔平成20年条例53号〕、一部改正〔令和4年条例42号〕)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第17条 豊橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年豊

橋市条例第33号) 第11条第1項の規定により、市長が市民センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、若しくは業務の停止の期間が終了するまでの間又は市長が必要があると認める間、市長は、別表に掲げる額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

- 2 前項の場合にあっては、第5条第1項、第6条及び第10条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条中「指定管理者は、市長が定める基準に従い」とあるのは「市長は、特別の事由があると認めるときは」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第10条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(追加〔平成20年条例53号〕)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成18年条例14号・20年53号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成4年4月1日から施行する。

(豊橋市民サービスセンター設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 豊橋市民サービスセンター設置及び管理に関する条例（昭和57年豊橋市条例第6号）は、廃止する。

附 則（平成7年3月31日条例第8号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第2号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）

(公の施設の使用等に係る経過措置)

第2条 平成9年4月1日（以下「施行日」という。）前にこの条例（中略）（別表第1の改正規定を除く。）（中略）による改正前の各条例の規定により施行日以後

の使用等について許可を受け、又は申請をした者の当該使用等に係る使用料の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月31日条例第14号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日条例第10号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 6 月19日条例第53号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第 4 条第 1 項の規定により使用の承認を受けている者は、改正後の第 4 条の規定により利用の承認を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の日前に改正前の第 4 条第 1 項の規定により同日以後の使用の承認を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月12日条例第34号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（公の施設の使用等に係る経過措置）

第 2 条 平成26年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前にこの条例（第 1 条、第 2 条（別表第 3 (4) 有料公園施設を利用する場合駐車場の部の改正を除く。）、第 6 条から第 8 条まで、第10条、第14条から第25条まで、第27条（別表第 1 の改正を除く。）、第29条、第30条、第32条から第40条まで、第42条から第45条まで及び第50条から第56条までの規定に限る。以下同じ。）による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について使用料等を領収した場合における当該使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月27日条例第14号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（公の施設の使用等に係る経過措置）

第 2 条 平成31年10月 1 日（以下「施行日」という。）前にこの条例（第 1 条、第 2

条、第4条から第7条まで、第9条から第14条まで、第15条（第3条及び第6条の改正並びに別表第3を削る改正を除く。）、第17条から第28条まで、第31条から第39条まで、第41条から第45条まで、第47条、第51条、第52条、第54条及び第57条の規定に限る。以下同じ。）による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について使用料等を領収等した場合における当該使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月25日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の公布の日以前にこの条例による改正前の各条例の規定によりこの条例の施行の日以後の利用について承認を受け、又は申請をした者の当該利用に係る利用料金の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月16日条例第42号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第17条関係）

（一部改正〔平成20年条例53号・25年34号・31年14号・令和3年20号〕）

利用料金の限度額

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
		円	円	円	円
多目的ホール		3,810	5,110	3,810	12,730
大会議室		3,360	4,470	3,360	11,190
中会議室		2,620	3,510	2,620	8,750
小会議室		1,180	1,560	1,180	3,920
ミーティング ルーム		550	730	550	1,830

備考

- 1 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。
- 2 収益を目的として入場料若しくは会費の類を徴収する場合又は企業活動に利用する場合の利用料金は、当該利用料金の3倍の額とする。